

説 明 例

和歌山県では、障害のある人も高齢者もすべての人が共に地域社会で快適に暮らせるよう「福祉のまちづくり条例」を制定し、たくさんの方が利用する施設の新築等の場合に、障害のある方などが安全かつ円滑に利用できるようにするための整備を義務づけています。

その一つには、車いすのマーク（正式には「障害者のための国際シンボルマーク」）のある車いす使用者用駐車区画があり、乗降の際、広いスペースの必要な車いす使用者などのために、駐車場の区画数に応じた設置が義務づけられています。

また、目の不自由な方のために、歩道などでは点字ブロックの設置も義務づけられています。

ところが、そのように整備された車いす使用者用の駐車区画に障害のない人が駐車している、また、点字ブロックの上に自転車やバイクが止められていたり、物が置かれている、そんな光景があちこちで見受けられ、障害のある人などからの苦情が寄せられています。

「ほんの少しの間だから」そんな気持ちで停めているのかも知れませんが、そのほんの少しの間に車いす使用者用駐車区画や点字ブロックを本当に必要としている人がそこに来て、困っているかも知れません。

「ほんの少し」という気持ちが、身体の不自由な人の「車から降りる」という行動すら阻んだり、安全を脅かしているのかも知れないのです。

環境整備がどれほど進んでも、正しく使われなくては意味がありません。

こうしたことから、この啓発リーフレット「わたしは停めません～本当に必要な人のために～」が和歌山県で作成されました。

皆様には、是非このリーフレットの内容をご理解いただき、車いす使用者用駐車区画を空けておく、点字ブロックの上にバイクや自転車を停めない、といったお一人お一人の取組み・ご協力をお願いします。

誰もが安心・安全に暮らせるまちづくりのために、ほんの少しの思いやりをいつも心がけてください。